

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

平成30年

目 次

議案第 1 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処 分の承認について……………	5
議案第 2 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料 等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処 分の承認について……………	8
議案第 3 号	鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定に 関する専決処分の承認について……………	10
議案第 4 号	市道路線の廃止について……………	12
議案第 5 号	市道路線の認定について……………	15
議案第 6 号	工事請負契約の変更について……………	18
議案第 7 号	物件供給契約の締結について……………	25
議案第 8 号	施設管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について……………	29
議案第 9 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について……………	30
議案第 10 号	不当労働行為救済申立事件の和解について……………	31
議案第 11 号	鎌倉市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例 の制定について……………	35
議案第 12 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	37
議案第 13 号	鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について……………	39
議案第 14 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について……………	41
議案第 15 号	鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例の制定 について……………	43
議案第 16 号	鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	45
議案第 17 号	鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	47
議案第 18 号	鎌倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	49
議案第 19 号	鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例及び鎌倉市 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	51
議案第 20 号	平成30年度鎌倉市一般会計補正予算（第 2 号）……………	53
報告第 1 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	58

報告第 2 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	59
報告第 3 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	60
報告第 4 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	61
報告第 5 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について ……………	62
報告第 6 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について ……………	63
報告第 7 号	継続費の逡次繰越しについて……………	64
報告第 8 号	繰越明許費について……………	66
報告第 9 号	繰越明許費について……………	71
報告第 10 号	事故繰越しについて……………	73
報告第 11 号	事故繰越しについて……………	75

議案第 1 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の
制定に関する専決処分の承認について

次の鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成30年3月31日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第31条中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

付則第8項各号列記以外の部分中「、第2号、第3号及び第7号、同条第8項、第32項、第37項、第44項及び第45項並びに第15条の8第4項」を「等」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第15条第2項第7号」を「第15条第2項第6号」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、第11号中「第15条の8第4項」を「第15条の8第2項」に改め、同号を同項第8号とする。

付則に次の2項を加える。

（利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額手続）

- 21 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、規則で定めるところにより市長に申告しなければならない。

（平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

- 22 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定により、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第31条の改正規定は、公布の日から施行し、同年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法

附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の保育料等に関する条例の一部を改正する
条例の制定に関する専決処分の承認について

次の鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成30年3月31日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項に掲げる支給認定保護者に係る保育料の表3の項及び同表備考1中「14,100」を「10,100」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定は、施行日以後に受ける特定教育・保育等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第3号に規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。）に係る保育料について適用し、施行日前に受けた特定教育・保育等に係る保育料は、なお従前の例による。

議案第 3 号

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する
条例の制定に関する専決処分の承認について

次の鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成30年3月30日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「法人である者」を「法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」に改める。

第8条中「政令で定める者」を「政令で定める者（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」に改める。

第75条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する」を削る。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 4 号

市道路線の廃止について

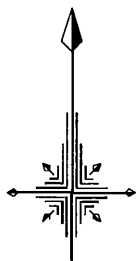
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成30年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

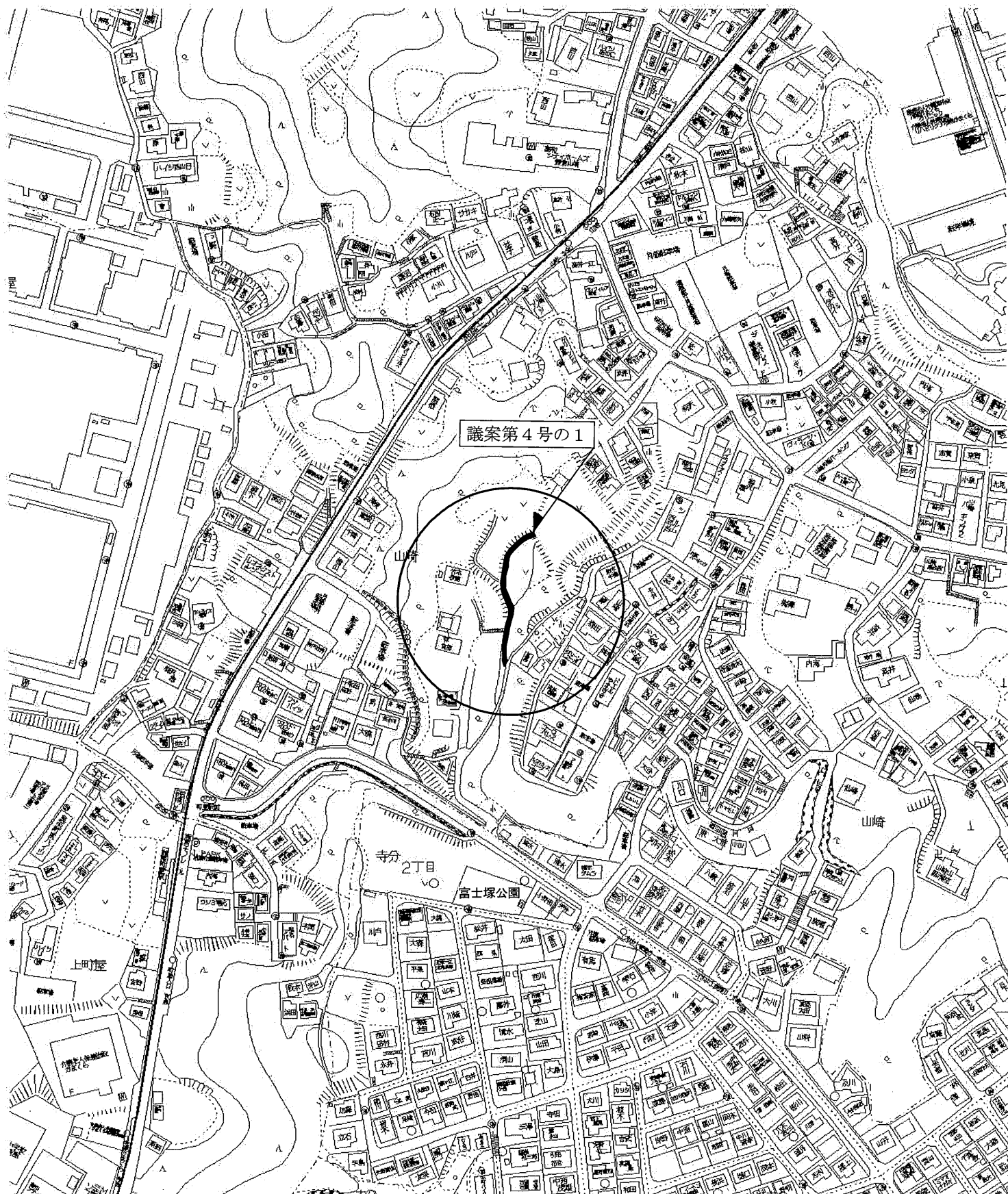
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	山 崎 字富士塚	807番2	山 崎 字富士塚	805番2	1.36～ 3.57	81.58	121.96	1

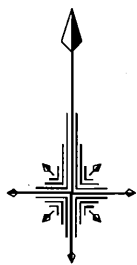


凡例 廃止箇所

案内図

図面番号 1





写図公

図面番号 1



議案第 5 号

市道路線の認定について

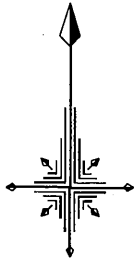
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成30年 6 月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

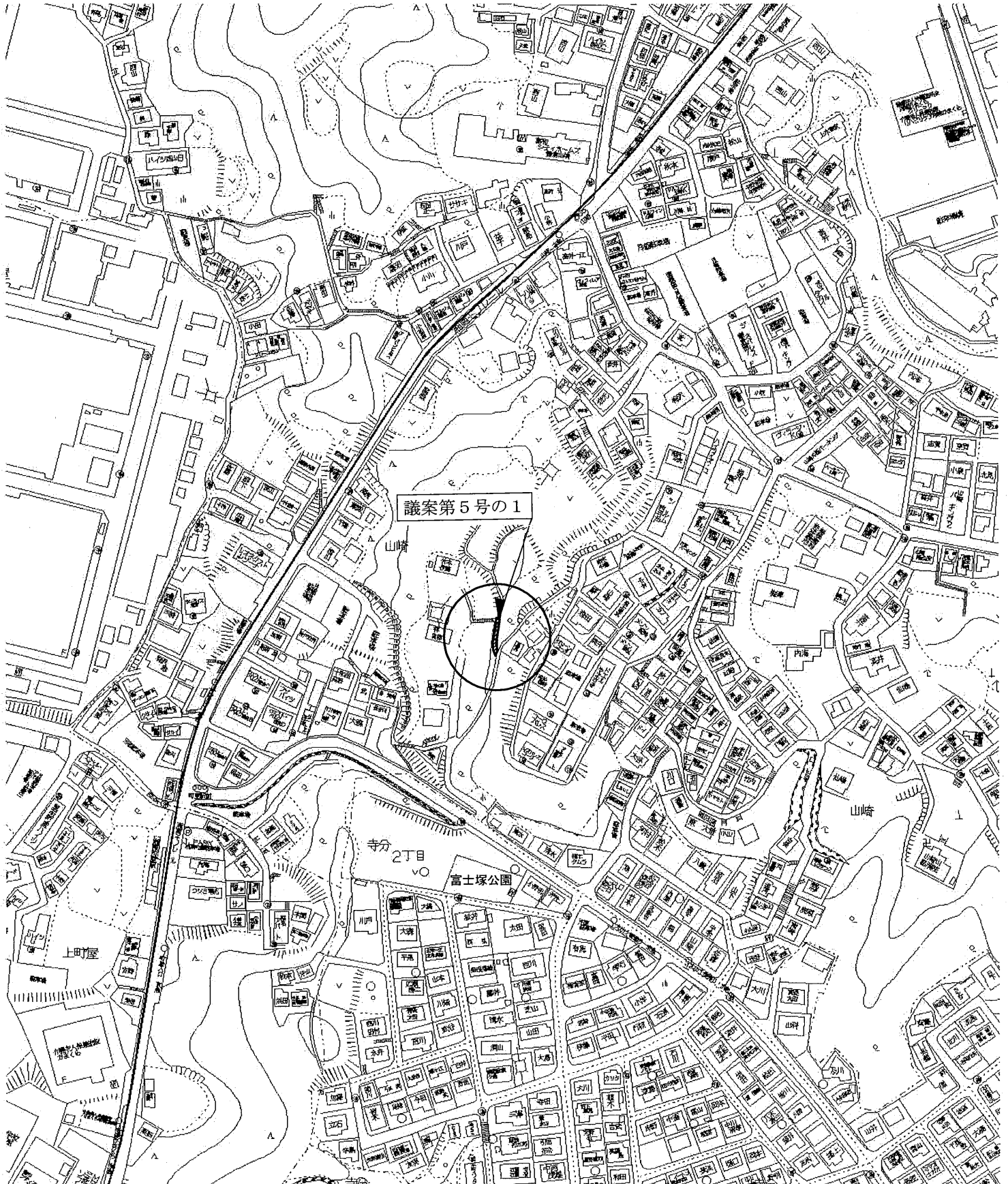
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	山 崎 字富士塚	807番2	山 崎 字富士塚	803番1	1.36～ 3.57	20.01	29.16	1

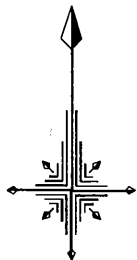


凡例  認定箇所

案内図

図面番号 1





公図写

図面番号 1



議案第 6 号

工事請負契約の変更について

さきに、平成30年2月定例会議案第85号をもって議決された（仮称）おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事について、次のとおり変更するものとする。

平成30年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

(1) 当初の契約金額	237,384,000円
(2) 変更による増額分	961,200円
(3) 変更後の契約金額	238,345,200円

工事請負変更仮契約書

工 事 名 称	(仮称)おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事											
工 事 場 所	鎌倉市御成町18番35号											
請 負 代 金 額	■増額					¥	9	6	1	2	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額				¥	7	1	2	0	0	
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。											
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。												

平成30年3月2日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成 30 年 4 月 26 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市
 市 長 松尾 崇 ⑩

受注者 藤沢市大庭 5404 番地の 7 湘南エスパス
 アイグステック株式会社
 代表取締役 塩谷 政志 ⑩

「参 考」
(原契約書)

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	(仮称)おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事											
工 事 場 所	鎌倉市御成町18番35号											
請 負 代 金 額			¥	2	3	7	3	8	4	0	0	0
	うち取引に係る消費 税 額 及 び 地 方 消 費 税 額			¥	1	7	5	8	4	0	0	0
解体工事に 要する費用等	別紙1及び別紙2のとおり											
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第4条による（金銭的履行保証）											
か し 担 保 期 間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間											
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求 日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提 出するものとします。											
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、 当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に 地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制 限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受け た場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、 受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。												

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「アイグステック株式会社」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。
この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 29 年 12 月 22 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇 ㊞

受注者 藤沢市大庭 5404 番地の 7 湘南エスパス
アイグステック株式会社
代表取締役 塩谷 政志 ㊞

別紙 1

解体工事に要する費用等

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

23,000,000円 (税込)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙2のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

8,000,000円 (税込)

別紙 2

[illegible]

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 1871 号
平成 30 年 3 月 6 日

藤沢市大庭 5404 番地の 7 湘南エスパス
アイグステック株式会社
代表取締役 塩谷 政志 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	(仮称)おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事 (仮契約締結日 平成 29 年 12 月 22 日)
議 決 年 月 日	平成 30 年 3 月 2 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 30 年 3 月 2 日
工 期	平成 30 年 3 月 9 日から平成 31 年 3 月 4 日まで
注 意 事 項	請負代金額 ￥237,384,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市御成町 18 番 35 号
	鎌倉市工事請負契約約款第 40 条における別表 1 及び別表 2 は、別添のとおりとします。

別表 1 (第 4 0 条関係)

支払限度額	
平成 2 9 年度	5 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
平成 3 0 年度	1 8 7 , 3 8 4 , 0 0 0 円

別表 2 (第 4 0 条関係)

出来高予定額	
平成 2 9 年度	5 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
平成 3 0 年度	1 8 7 , 3 8 4 , 0 0 0 円

議案第 7 号

物件供給契約の締結について

本市は、高規格救急自動車の購入について、一般競争入札の方法により、次のとおり物件供給契約を締結するものとする。

平成30年 6 月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 物 件 名 高規格救急自動車（七里ガ浜）
- 2 契 約 数 量 1 台
- 3 契 約 金 額 18,684,000円
- 4 供給契約者 横浜市神奈川区栄町7番地1
神奈川トヨタ自動車株式会社
直販部部長 鈴 木 穰

物 件 供 給 仮 契 約 書

供 給 物 件	名 称	形 状 寸 法	単位	数量	単 価	金 額											
	高規格救急自動車 (七里ガ浜救急車)	別紙仕様書のと おり	台	1	17,300,000 円	17,300,000 円											
契 約 金 額		<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td>¥</td><td>1</td><td>8</td><td>6</td><td>8</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>円</td> </tr> </table> (うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、1,384,000 円)							¥	1	8	6	8	4	0	0	円
		¥	1	8	6	8	4	0	0	円							
納 入 期 限		平成31年2月15日															
契 約 保 証 金		契約金額の100分の ☐ 現 金 ☒ 免 除 契約規則第5条 第3号該当 円 ☐ 有価証券															
納 入 場 所		鎌倉市大船三丁目5番10号 鎌倉市消防本部 警防救急課															
かし担保責任期間		発注者に引き渡した日から起算して1年間															
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を得たとき本契約に切り替わるものとする。この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付する。																	

上記の物件供給について鎌倉市を発注者とし、神奈川トヨタ自動車株式会社を受注者とし、次の条項により、仮契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、本契約書添付の仕様書に定める発注者の指示に基づき、頭書の物件をその契約金額をもって納期内に発注者の指定する場所に納入しなければならない。

(契約金額の支払)

第2条 受注者は、次条の規定による検査に合格し、引き渡しを完了したときは、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書で請求をするものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に鎌倉市指定金融機関において支払うものとする。

(検査及び引き渡し)

第3条 受注者は、物件を納入しようとするときは、納品書を発注者に提出して、納入場所その他発注者が指定する場所において発注者の検査を受け、これに合格したときは、物件を発注者に引き渡さなければならない。

2 検査の結果、不合格の物件があるときは、受注者は発注者の指示する期間内に良品との交換、手直しその他必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない

(履行遅滞の場合の損害金)

第4条 受注者の責に帰する理由により、納入期限内に物件を納入することができない場合において、期限後に納入する見込みのあるときは、物件納入後発注者は受注者から損害金を徴収する。

2 前項の損害金は、遅滞日数1日につき契約金額の1000分の2に相当する額とする。

(かし担保責任)

第5条 受注者は、かし担保責任期間中、発注者に対して契約物件の「かし」を補修し、又は他の良品と交換し、若しくはその「かし」によって生じた損害の賠償を行う責を負わなければならない。ただし、その「かし」が天災その他の不可抗力に起因したと発注者が認めたときは、この限りでない。

(契約内容の変更)

第6条 発注者及び受注者は、契約金額、契約期間、仕様書等本契約の内容を変更する必要があるときは、双方協議のうえ変更契約書を締結するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を発注者の承認を得なければ第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償)

第8条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被った者に対し賠償をしなければならない。

- (1) 業務の実施に関して受注者が発注者又は第三者に対し損害を与えたとき。
- (2) 法定解除又は次条の定めるところにより本契約が解除された場合において受注者が発注者に損害を与えたとき。

(発注者の契約解除権)

第9条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約履行の見込みがないと認めるとき。
 - (2) 受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき又は資格がない者となったとき。
 - (3) 受注者が所在不明となったとき。
 - (4) 前各号の掲げるもののほか受注者、その代理人又は使用人が法令等又は本契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、契約保証金があるときは、契約保証金は発注者の帰属とし、発注者が契約解除により損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者受注者協議して定める。
- 3 発注者は、第1項の規定による場合のほか必要があると認めたときは、受注者と協議の上、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときはその賠償を請求することができる。

(受注者の契約解除権)

第10条 受注者は、第6条の規定により物品の品質、形状又は数量等の変更のため当該契約金額又は契約期間がそれぞれ2分の1以上減じたときは、当該契約の解除を請求することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第11条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
 - (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
 - (3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
 - (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第12条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(法令遵守等)

第13条 受注者は、契約の履行に当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者の業務の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができるものとする。

3 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行わなければならない。

(協議事項)

第14条 本契約に定めのない事項又は発注者と受注者との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則に定めるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第15条 本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成30年5月18日

発注者	住 所	鎌倉市御成町18番10号
	氏 名	鎌倉市
		市長 松 尾 崇 ⑩

受注者	住 所	横浜市神奈川区栄町7番地1
	氏 名	神奈川トヨタ自動車株式会社
		直販部 部長 鈴木 穰 ⑩

議案第 8 号

施設管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

平成29年11月6日、鎌倉市台三丁目9番28号で発生した施設管理
に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成30年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 45,036円

2 損害賠償の相手方



議案第 9 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

平成29年9月18日、[REDACTED]で発生した緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成30年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 119,235円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

不当労働行為救済申立事件の和解について

鎌倉市職員労働組合現業職員評議会から中央労働委員会に対し再審査の申立てがあった特殊勤務手当の見直しに係る不当労働行為救済申立事件について、次のとおり和解するため、議会の議決を求める。

平成30年 6 月13日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

再 審 査 申 立 人 鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

再審査被申立人 鎌倉市

2 和解内容

- (1) 鎌倉市と鎌倉市職員労働組合現業職員評議会の労使双方は、中労委平成29年（不再）第38号事件（以下「本件」という。）紛争が円満に解決したことを確認し、ともに鎌倉市民のために働く公務員として自覚の上、正常な労使関係を構築する。
- (2) 鎌倉市と鎌倉市職員労働組合現業職員評議会は、労使対等の原則に基づき、今後の団体交渉において誠意をもって十分に交渉を尽くし、労使が合意した事項についてはその実現に向けて最大限努力する。

- (3) 鎌倉市職員労働組合現業職員評議会は、本件再審査申立て及び神奈川県労委平成27年（不）第9号事件の救済申立てを取り下げる。
- (4) 鎌倉市と鎌倉市職員労働組合現業職員評議会は、本件及び神奈川県労委平成27年（不）第9号事件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

3 本件の概要

鎌倉市及び鎌倉市教育委員会が鎌倉市職員労働組合現業職員評議会との特殊勤務手当の見直しに係る交渉において、一部の手当を存続することや協議を継続することを合意していたにもかかわらず、最終交渉においてこの合意を覆して交渉を打ち切り、鎌倉市議会に提案して同手当の大幅な削減を強行したことは、労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、平成27年2月25日、鎌倉市職員労働組合現業職員評議会が神奈川県労働委員会に対し、鎌倉市及び鎌倉市教育委員会を被申立人とする不当労働行為救済申立てを行い、調査及び審問を経て、平成29年7月26日付で同労働委員会から命令（「申立人の被申立人鎌倉市教育委員会に対する申立てを却下する。」「申立人の被申立人鎌倉市に対する申立てを棄却する。」）が下された。当該命令が不服であるとして、平成29年8月9日、鎌倉市職員労働組合現業職員評議会が中央労働委員会に対し、鎌倉市及び鎌倉市教育委員会を再審査被申立人とする再審査申立て（鎌倉市教育委員会に対する再審査申立ては、平成30年4月23日付で取下げ）を行ったもので、調査を経て、平成30年5月8日、同労働委員会から和解の勧告があり、再審査申立人及び再審査被申立人双方が受け入れようとするものである。

なお、神奈川県労委平成27年（不）第9号事件とは、鎌倉市及

び鎌倉市教育委員会が鎌倉市職員労働組合現業職員評議会との「新たな人事・給与制度」の導入に係る交渉において、「激変緩和措置」を講じることを合意していたにもかかわらず、鎌倉市議会が一方的に当該措置を削除する提案をし可決したことは、労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、平成27年4月30日、鎌倉市職員労働組合現業職員評議会が、神奈川県労働委員会に対し、鎌倉市、鎌倉市教育委員会及び鎌倉市議会を被申立人とする不当労働行為救済申立て（鎌倉市教育委員会及び鎌倉市議会に対する申立ては、平成29年11月15日付で取下げ）を行ったものである。

和解勧告書

中央労働委員会は、再審査申立人鎌倉市職員労働組合現業職員評議会（以下「組合」という。）と再審査被申立人鎌倉市（以下「市」という。）は、中労委平成29年（不再）第38号事件（以下「本件」という。）に関し、下記により和解することを適当と認め、労働組合法第27条の14第1項に基づき、和解を勧告する。

記

- 1 市と組合の労使双方は、本件紛争が円満に解決したことを確認し、ともに鎌倉市民のために働く公務員として自覚の上、正常な労使関係を構築する。
- 2 市と組合は、労使対等の原則に基づき、今後の団体交渉において誠意をもって十分に交渉を尽くし、労使が合意した事項についてはその実現に向けて最大限努力する。
- 3 組合は、本件再審査申立て及び神奈川県労委平成27年（不）第9号事件の救済申立てを取り下げる。
- 4 市と組合は、本件及び神奈川県労委平成27年（不）第9号事件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

平成30年5月8日

中央労働委員会

審査委員 木 本 洋 子

参与委員 竹 井 京 二

参与委員 稲 永 忍

鎌倉市

代表者 市長 松 尾 崇 殿

鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

代表者 会長 加 藤 洋 二 殿



議案第 11 号

鎌倉市生産緑地地区の区域の規模に関する
条件を定める条例の制定について

鎌倉市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を次のように定める。

平成30年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

生産緑地法の一部改正に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものである。

鎌倉市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上であることとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 6 月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、生産性向上特別措置法に基づく中小企業の設備投資及び特定再生可能エネルギー発電設備等に係る固定資産税の特例割合を定めるほか、引用条項の整備を行うものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第8項第1号中「3分の1」を「2分の1」に改め、同項第4号中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項中第8号を第12号とし、第7号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(1) 法附則第15条第47項の割合 零

付則第8項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 法附則第15条第32項第1号の割合 2分の1

(6) 法附則第15条第32項第2号の割合 12分の7

(7) 法附則第15条第32項第3号の割合 3分の1

第2条 鎌倉市市税条例の一部を次のように改正する。

付則第8項第9号中「第15条第44項」を「第15条第43項」に改め、同項第10号中「第15条第45項」を「第15条第44項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下この項において「公布日」という。）から施行する。ただし、第1条のうち付則第8項中第10号の次に1号を加える改正規定は生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又は公布日のいずれか遅い日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 13 号

鎌倉市子ども会館条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 6 月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

長谷子ども会館、七里ガ浜子ども会館、富士塚子ども会館及び大船子ども会館を閉館するものである。

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例

(子ども会館条例の一部改正)

第1条 鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鎌倉市長谷子ども会館の項を削り、同表鎌倉市七里ガ浜子ども会館の項中「同 七里ガ浜東五丁目3番3号」を「鎌倉市七里ガ浜東五丁目3番3号」に改める。

第2条 鎌倉市子ども会館条例の一部を次のように改正する。

第2条の表鎌倉市七里ガ浜子ども会館の項を削り、同表鎌倉市腰越子ども会館の項中「同 腰越五丁目2番10号」を「鎌倉市腰越五丁目2番10号」に改め、鎌倉市富士塚子ども会館の項及び鎌倉市大船子ども会館の項を削る。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条中第2条の表鎌倉市長谷子ども会館の項を削る改正規定は公布の日から、同表鎌倉市七里ガ浜子ども会館の項の改正規定は平成31年4月1日から施行する。

議案第 14 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 6 月13日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市しちりがはま子どもの家「なみのね」、鎌倉市ふじづか子どもの家「かなりや」及び鎌倉市おおふな子どもの家「つばめ」の利用定員を改めるとともに、その管理運営に当たり指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市しちりがはま子どもの家「なみのね」の項中「52人」を「23人」に、同表鎌倉市ふじづか子どもの家「かなりや」の項中「58人」を「24人」に、同表鎌倉市おおふな子どもの家「つばめ」の項中「99人」を「54人」に改める。

別表第2 を次のように改める。

別表第2（第2条の2）

指定管理施設
鎌倉市だいいち子どもの家「うみがめ」
鎌倉市おなり子どもの家「こぼと」
鎌倉市しちりがはま子どもの家「なみのね」
鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」
鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」
鎌倉市ふかさわ子どもの家「すずめ」
鎌倉市ふじづか子どもの家「かなりや」
鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」
鎌倉市おおふな子どもの家「つばめ」
鎌倉市いまいずみ子どもの家「うぐいす」
鎌倉市せきや子どもの家「やまゆり」

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

議案第 15 号

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成30年 6 月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

放課後子ども総合プランに基づき、新たに開設する放課後子ども
ひろばの名称及び位置を定めるとともに、その管理運営に当たり指
定管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例

鎌倉市放課後子どもひろば条例（平成29年7月条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条）

名称	位置
放課後子どもひろば にかいどう	鎌倉市二階堂912番地1
放課後子どもひろば だいいち	同 由比ガ浜二丁目9番13号
放課後子どもひろば おなり	同 御成町18番35号
放課後子どもひろば しちりがはま	同 七里ガ浜東五丁目3番3号
放課後子どもひろば ふかさわ	同 梶原一丁目11番1号
放課後子どもひろば ふじづか	同 寺分418番地10
放課後子どもひろば おおふな	同 大船二丁目10番3号
放課後子どもひろば おさか	同 大船2135番地
放課後子どもひろば せきや	同 関谷468番地1

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条）

指定管理施設
放課後子どもひろば だいいち
放課後子どもひろば おなり
放課後子どもひろば しちりがはま
放課後子どもひろば ふかさわ
放課後子どもひろば ふじづか
放課後子どもひろば おおふな
放課後子どもひろば せきや

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

議案第 16 号

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 6 月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年
厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員の基礎
資格要件を改めるものである。

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年10月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

- (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

鎌倉市介護保険条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 6 月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率等の基準額について、根拠条項の整備を行うものである。

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市介護保険条例（平成12年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「基準額」の次に「(介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項に規定する基準額をいう。)」を加え、同項の表1の項中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。)」を「令」に改め、同条第2項中「(令第39条第3項において準用する令第38条第2項から第5項までの規定により算定する額をいう。)」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

鎌倉市後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成30年 6 月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地特例
の取扱いが変更されることから、必要な規定の整備を行うものであ
る。

鎌倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「同項に規定する病院等」を「法第55条第1項に規定する病院等」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「同号に規定する特定住所変更」を「法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例
及び鎌倉市災害派遣手当等の支給に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例及び鎌倉市災害
派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように
定める。

平成30年 6 月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

旅館業法の一部改正に伴い、引用条項等の整備を行うものである。

鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例及び鎌倉市災害

派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

(パチンコ店等の建築等の規制に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例(平成8年6月条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第2項及び第3項」を「第2条第2項」に改める。

(災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市災害派遣手当等の支給に関する条例(平成19年3月条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「第2条に規定するホテル営業又は旅館営業」を「第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

平成30年度鎌倉市一般会計
補正予算（第2号）

平成30年度鎌倉市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161,124千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,065,018千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	7,147,175	69,676	7,216,851
	10 国庫補助金	1,318,991	69,676	1,388,667
75	繰入金	2,465,398	51,548	2,516,946
	5 基金繰入金	2,463,398	51,548	2,514,946
85	諸収入	2,199,920	2,500	2,202,420
	25 雑入	499,531	2,500	502,031
90	市債	1,933,100	37,400	1,970,500
	5 市債	1,933,100	37,400	1,970,500
歳 入 合 計		59,903,894	161,124	60,065,018

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	7,335,874	7,566	7,343,440
	5 総務管理費	5,945,767	7,566	5,953,333
15	民生費	23,901,826	112,106	24,013,932
	10 児童福祉費	9,659,223	108,566	9,767,789
	15 生活保護費	2,214,461	3,540	2,218,001
45	土木費	7,710,608	41,452	7,752,060
	10 道路橋りょう費	1,301,818	41,452	1,343,270
歳 出 合 計		59,903,894	161,124	60,065,018

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
45 土木費	20 都市計画費	鎌倉駅東口 駅前広場 整備事業	千円 553,630	30	千円 205,467	千円 553,630	30	千円 205,467
				31	348,163		31	263,520
				—	—		32	84,643

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路整備事業費	千円 659,400	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 696,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	1,933,100				1,970,500			

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 2, 295, 897円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div> </div> <div> </div> |
| 3 | 処分の日 | 平成30年 4 月 18 日 |

報告第 2 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成29年6月27日、[REDACTED]で発生した、防
災安全部総合防災課所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損害
賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 65,502円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [REDACTED]
[REDACTED] |
| 3 | 処分の日 | 平成30年4月18日 |

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年 6 月 13 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 11,880円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div> </div> <div> </div> |
| 3 | 処分の日 | 平成30年4月18日 |

報告第 4 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成29年12月6日、[REDACTED]で発生した、消防
本部大船消防署警備課所属の消防自動車による交通事故に係る損害
賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 77,760円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [REDACTED]
[REDACTED] |
| 3 | 処分の日 | 平成30年4月18日 |

報告第 5 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成28年3月30日、鎌倉市梶原一丁目11番1号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 515,857円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成30年3月19日 |

報告第 6 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成30年 3 月24日、鎌倉市山ノ内256番地20先路上で発生した道路
管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとお
り専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年 6 月13日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 72,000円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 海老名市本郷2315番地
株式会社 K・Tライン
代表取締役 菊 池 稔 也 |
| 3 | 処分の日 | 平成30年 4 月18日 |

継続費の逓次繰越しについて

平成29年度一般会計予算中、御成小学校学童保育施設整備事業及び今泉クリーンセンター煙突解体事業の継続費の支払残額を平成30年度に逓次繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

平成30年 6 月13日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成29年度鎌倉市継続費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の 総額	平成29年度継続費予算現額		支出 及び 支	残 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳			訳 源
				予算計上額	前年度 繰越額	計			繰越金	国(県) 支出金	地方債	
15 民生費	10 児童福祉費	御成小学校児童保育施設 整備事業	246,814,000	74,716,000	0	74,716,000	円	円	円	円	円	円
						50,000,000	24,716,000	24,716,000	5,016,000		19,700,000	0
20 衛生費	10 清掃費	今泉クリーンセンター 煙突解体事業	291,254,000	201,637,000	0	201,637,000	円	円	円		151,200,000	0
							201,637,000	201,637,000	50,437,000			
	計		538,068,000	276,353,000	0	276,353,000	円	円	55,453,000	0	170,900,000	0

繰越明許費について

平成29年度一般会計予算中、J R 引込線跡地購入事業、機構改革事業、鎌倉芸術館大ホール特定天井改修設計事業、農業振興地域整備計画見直事業、地籍調査事業、交通安全施設整備事業(市道027-000号線)、交通安全施設整備事業(市道059-007号線外)、北鎌倉隧道安全対策事業、道路維持修繕事業(市道027-000号線外)、道路新設改良事業(市道024-000号線)、河川維持修繕事業(普通河川滑川)、河川維持修繕事業(準用河川砂押川)、緑地落石防護事業、鎌倉駅東口駅前広場実施設計委託事業、交通需要管理検討事業、鎌倉地域地区交通計画策定支援事業、富士見町駅舎エレベーター設置事業、源氏山公園第一公衆トイレ改築設計事業、(仮称)山崎・台峯緑地(公園)整備事業、富士塚小学校受水槽等改修事業、第二小学校外5校冷暖房設備設置事業、深沢小学校特別支援学級改修事業、関谷小学校トイレ改修事業、腰越中学校トイレ改修事業、第二中学校体育館特定天井改修事業、手広中学校受水槽等改修事業、鏑木清方記念美術館冷温水発生機改修事業及び国指定史跡鶴岡八幡宮境内市有地復旧事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成29年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				源内			一般財源
					既収入特定財源	未収の		入	財定		源	
						国（県）	支出金		地方債	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10 総務費	05 総務管理費	J R引込線跡地購入事業	220,000,000	220,000,000	0	0	0	0	0	0	0	220,000,000
10 総務費	05 総務管理費	機構改革事業	26,331,000	22,529,880	0	0	0	0	0	0	0	22,529,880
10 総務費	05 総務管理費	鎌倉芸術館大ホール 特定天井改修設計事業	46,440,000	46,440,000	0	0	0	34,800,000	0	0	0	11,640,000
30 農林水産業費	05 農業水産業費	農業振興地域整備計画 見直し事業	1,717,000	561,680	0	0	0	0	0	0	0	561,680
45 土木費	05 土木管理費	地籍調査事業	20,672,000	20,672,000	0	0	15,504,000	0	0	0	0	5,168,000
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業 （市道027-000号線）	7,463,000	7,463,000	0	0	0	0	0	0	0	7,463,000
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業 （市道059-007号線外）	8,457,000	8,457,000	0	0	0	0	0	0	0	8,457,000
45 土木費	10 道路橋りょう費	北鎌倉隧道安全対策事業	56,560,000	56,560,000	0	0	0	0	0	0	0	56,560,000

平成29年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				源			一般財源
					既収入特定財源	の		未収入	財	定	内	
						国(県)支出金	地方債					
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業 (市道027-000号線外)	5,000,000	5,000,000	円	0	円	0	円	0	円	5,000,000
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路新設改良事業 (市道024-000号線)	44,205,000	38,390,400	0	0	0	34,500,000	0	0	0	3,890,400
45 土木費	15 河川費	河川維持修繕事業 (普通河川滑川)	9,562,000	9,561,600	0	0	0	0	0	0	0	9,561,600
45 土木費	15 河川費	河川維持修繕事業 (準用河川砂押川)	5,000,000	3,254,400	0	0	0	0	0	0	0	3,254,400
45 土木費	20 都市計画費	緑地落石防護事業	4,925,000	4,924,800	0	0	0	0	0	0	0	4,924,800
45 土木費	20 都市計画費	鎌倉駅東口駅前広場 実施設計委託事業	33,038,000	24,298,000	0	0	0	0	0	0	0	24,298,000
45 土木費	20 都市計画費	交通需要管理検討事業	29,700,000	29,700,000	0	0	0	0	0	0	0	29,700,000
45 土木費	20 都市計画費	鎌倉地域地区交通計画 策定支援事業	8,154,000	8,154,000	0	0	0	0	0	0	0	8,154,000

平成29年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国（県）支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	
45 土木費	20 都市計画費	富士見町駅舎エレベーター設置事業	16,666,000	16,666,000	0	8,333,000	0	0	8,333,000
45 土木費	20 都市計画費	源氏山公園第一公衆トイレ改築設計事業	6,995,000	4,896,000	0	0	0	0	4,896,000
45 土木費	20 都市計画費	(仮称)山崎・台峯緑地(公園)整備事業	98,064,000	61,617,760	0	22,800,000	16,800,000	0	22,017,760
55 教育費	10 小学校費	富士塚小学校受水槽等改修事業	24,635,000	24,635,000	0	0	18,400,000	0	6,235,000
55 教育費	10 小学校費	第二小学校外5校冷暖房設備設置事業	563,977,000	563,977,000	0	49,114,000	514,800,000	0	63,000
55 教育費	10 小学校費	深沢小学校特別支援学級改修事業	61,064,000	61,064,000	0	17,446,000	43,600,000	0	18,000
55 教育費	10 小学校費	関谷小学校トイレ改修事業	90,505,000	90,505,000	0	11,351,000	79,100,000	0	54,000
55 教育費	15 中学校費	腰越中学校トイレ改修事業	103,822,000	103,822,000	0	16,480,000	87,300,000	0	42,000

平成29年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				の財源			一 般財源
					既収入特定財源	未収入		特 定 財 源	内 源			
						国（県）支出金	地 方 債		そ の 他			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
55 教育費	15 中学校費	第二中学校体育館 特定天井改修事業	80,677,000	80,677,000	0	26,086,000	54,500,000	0			91,000	
55 教育費	15 中学校費	手広中学校受水槽等 改修事業	26,979,000	26,979,000	0	0	20,200,000	0			6,779,000	
55 教育費	20 社会教育費	鎌木清方記念美術館 冷温水発生機改修事業	24,460,000	24,460,000	0	0	18,300,000	0			6,160,000	
55 教育費	20 社会教育費	国指定史跡鶴岡八幡宮 境内市有地復旧事業	7,334,000	7,334,000	0	0	0	0			7,334,000	
計			1,632,402,000	1,572,599,520	0	167,114,000	922,300,000	0			483,185,520	

繰越明許費について

平成29年度下水道事業特別会計予算中、西部圧送管路面復旧等事業、公共下水道（汚水）築造事業（大船東枝線）、公共下水道（汚水）築造事業（深沢枝線）、公共下水道（雨水）築造事業（関谷川第2雨水幹線）、公共下水道（雨水）築造事業（明月川排水区）、持続型下水道幹線再整備測量・土質等調査事業、持続型下水道幹線再整備基本設計事業及び公共下水道山崎下水道終末処理場建設事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成29年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(下水道事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				財源			一 般 財 源
					既収入特定財源	の		未 収 入	地 方 債	そ の 他		
						国（県）支出金						
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
05 総務費	05 下水道総務費	西部圧送管路面復旧等事業	100,000,000	100,000,000	0	0	0	0	0	0	0	100,000,000
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道（汚水）築造事業 （大船東枝線）	8,352,000	8,352,000	0	0	0	0	7,900,000	0	0	452,000
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道（汚水）築造事業 （深沢枝線）	18,620,000	18,620,000	0	0	1,800,000	0	15,800,000	0	0	1,020,000
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道（雨水）築造事業 （関谷川第2雨水幹線）	23,750,000	23,750,000	0	0	7,521,000	0	15,200,000	0	0	1,029,000
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道（雨水）築造事業 （明月川排水区）	10,052,000	4,680,000	0	0	0	0	4,400,000	0	0	280,000
10 事業費	05 下水道整備費	持続型下水道幹線再整備 測量・土質等調査事業	51,910,000	51,910,000	0	0	19,270,000	0	0	0	0	32,640,000
10 事業費	05 下水道整備費	持続型下水道幹線再整備 基本設計事業	32,100,000	32,100,000	0	0	7,630,000	0	0	0	0	24,470,000
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道山崎下水道 終末処理場建設事業	384,140,000	384,140,000	0	0	211,277,000	0	155,500,000	0	0	17,363,000
計			628,924,000	623,552,000	0	0	247,498,000	0	198,800,000	0	0	177,254,000

事故繰越しについて

平成29年度一般会計予算中、大船中学校校庭整備事業について、
別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

平成30年 6 月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成29年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の		支出負担 行為額	支出未済額	支出済額	支出負担 行為額	支出未済額	支出済額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額							既収入 特定財源	未収入 国(県) 支出金	地方債	その他		一般財源
55 教育費	15 中学校費	大船中学校校庭整備事業	395,971,200	158,388,480	237,582,720	0	237,582,720	0	18,538,000	219,000,000	0	44,720	円	円	円	平成30年3月上旬に発生した降雨により、グラウンドの地下に設置していた貯留槽の掘削部分に雨水がたまり、貯留槽が浮き、再度設置を行う必要が生じ、掘削部分に時間を要したため。(平成28年度からの継続費繰越予算)	
計			395,971,200	158,388,480	237,582,720	0	237,582,720	0	18,538,000	219,000,000	0	44,720	円	円	円		

事故繰越しについて

平成29年度下水道事業特別会計予算中、公共下水道（汚水）改築事業（小町枝線）及び公共下水道（雨水）築造事業（小袋谷川右岸排水区）について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

平成30年 6 月13日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成29年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(下水道事業特別会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 国(県) 支出金	地方法 債	その他 財源	
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(汚水) 改築事業(小町枝線)	21,708,000	8,600,000	13,108,000	0	13,108,000	0	0	12,400,000	0	工事期間中の交通規制 に関し近隣住民等から 要望があり、交通管理 者等と協議を行い、設 けた迂回路について、 近隣住民等に周知する 必要があったが、法人 1者に対し平成29年度 内での周知が完了せ ず、工期の延長が必要 となったため。
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(雨水) 築造事業(小袋谷川 右岸排水区)	63,664,920	25,400,000	38,264,920	0	38,264,920	0	0	36,200,000	0	施工箇所を掘削したと ころ、多量の不明管を 発見したため、工事を 中断し、所管確認、撤 去及び移設を実施し た。これらの作業に時 間を要したため、工期 の延長が必要となつた ため。(平成28年度から の繰越明許予算及び平 成29年度予算)
計			85,372,920	34,000,000	51,372,920	0	51,372,920	0	0	48,600,000	0	